

令和 7 年 度

(第 11 事業年度)

事 業 計 画

令和 7 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 31 日まで

公益財団法人 風に立つライオン基金

I はじめに

昨年年頭に発生した能登半島地震、また7月に山形県・秋田県で発生した大雨、さらに9月に能登半島を襲った豪雨による災害は、過去の災害に比して復旧・復興が遅れています。当法人も発災直後から多くの団体と繋がりながら支援を続けてまいりました。

災害はないに越したことはありませんが、多くの被災現場に足を運び、様々な団体との繋がりができ、これまでにない支援が可能になってきたことは当基金にとって大きな一歩であったと思います。

今年度はこうした他団体との関係をさらに深め、復旧・復興支援のみならず、防災・減災に向けた取り組みを積極的に行っていきたいと存じます。

II 今年度事業の概要

1. 顕彰事業

10回目となる高校生ボランティア・アワードは、今年も同じ新宿住友ビル三角広場で8月に行う予定です。

節目の記念大会として、エントリーした団体を可能な限り全国大会に招待し、大いに交流を深めて欲しいと思っています。

年々、参加高校生の熱が高くなっているのを感じ、また交流が活発になって新しい取組がこの大会から生まれています。本年度は、この大会の元々の趣旨を再確認しながら、次の10年に向けて新たな一歩を踏み出す大会にできればと考えています。

顕彰事業の片翼を担う「風に立つライオン オブ・ザ・イヤー」についても、法人設立から10年という別の節目に相応しい大きな大会を目指し、改めて通信社、新聞社を中心に様々な企業や団体に候補者の推薦や情報提供、また同賞の宣伝広報も依頼します。当法人としても独自に積極的に候補者探しを行ってまいります。

ア) 高校生ボランティア・アワード

- ① 事業名：高校生ボランティア・アワード2025
- ② 主 催：公益財団法人 風に立つライオン基金
- ③ 後 援：文部科学省/社会福祉法人 NHK 厚生文化事業団/東京都/社会福祉法人 全国社会福祉協議会/日本赤十字社（予定）
- ④ 特別応援：国境なき医師団日本/日本赤十字社
- ⑤ 日 程
全国大会：令和7年8月23日（土）/24日（日）
- ⑥ 会 場
全国大会：新宿住友ビル三角広場
- ⑦ 実施目的：
 - ◇環境保全や自然保護活動
 - ◇お年寄りやお身体の不自由な方々の介護活動
 - ◇発展途上国や難民を支援するための国際交流活動
 - ◇児童福祉、手話通訳、点字点訳などの社会福祉活動

◇国内外の恵まれない人々を支援するための街頭募金活動

など、「生命」や「平和」をテーマとする活動を行なっている高等学校等のボランティア団体を対象として、活動の継続を応援し、生徒間同士の絆を深め、広く一般の人に活動実体を知ってもらうことを目的とします。

イ) 風に立つライオン オブ・ザ・イヤー

- ① 事業名：風に立つライオン オブ・ザ・イヤー2025
- ② 顕彰の趣旨：日本国内外で命や平和を守るため奉仕活動を実践する個人・団体を顕彰することで、その意義ある活動が広く認知され、より多くの支援・協力が集まり、活動がさらに発展していくことを期待します。個人の善意に端を発したささやかな活動が、多くの人々の命や生活を支え、様々な社会課題の解決につながる大きな流れとなるよう、応援していきたいと思います。
- ③ 顕彰対象：日本国内外で5年以上、以下の活動に従事している個人及び団体
 - ① 国際医療、僻地医療の推進、公衆衛生の向上等を目的とする活動
 - ② 公共の利益に資する奉仕活動及び平和や自然環境等を守る活動
 - ③ 大規模災害の復旧活動及び被災者の避難所等の運営又は支援
 - ④ その他、当財団で選考対象として相応しいと認めた活動
- ④ 募集期間：令和7年6月30日まで
- ⑤ 選考期間：令和7年7月～9月
- ⑥ 結果発表：令和7年10月
- ⑦ 表彰式：令和7年11月頃（予定）

2. 助成事業

国内外の僻地医療現場や大規模災害の復旧活動の現場等で、公共の利益のための奉仕活動、もしくは平和や自然環境等を守るための活動を行っている個人や団体に対し、公募による助成応募を受け付け、審査により被助成者を決定して支援助成を行います。※被助成者に対しては実施報告書の提出を義務付けます。また、可能な範囲で助成団体の活動現場に伺い、監査・事業評価を実施します。

ア) 助成事業（公募）

- ① 助成内容：
 - (1) 国内外の僻地医療の現場や大規模災害の復旧活動の現場等で公共の利益のための奉仕活動及び平和や自然環境等を守るための活動を継続的に実施している個人や団体に対する、必要資金の全部又は一部助成
 - (2) 国際医療・僻地医療の推進、公衆衛生の向上等を目的とする活動を実施している機関や団体に対する、必要資金の全部又は一部助成
- ② 受付期間：令和7年11月1日（土）～ 11月30日（日）
- ③ 選考期間：令和7年12月～令和8年3月
- ④ 助成時期：令和8年4月1日（水）～

イ) 災害助成事業（公募）

① 助成内容：

大規模自然災害の復旧・復興支援事業を行う NPO などの事業資金として助成します。

② 受付期間：随時

③ 選考期間：受付終了後 2 週間程度

④ 助成時期：選考終了後至急

3. 支援事業

例年、大規模自然災害の被災地支援を続けております。当法人としては、物心両面から可能な限り支援活動を続けてまいります。

① 事業内容：

(1) 義捐金

国内外で大規模災害が発生した場合に被災地に対して行う物心両面による支援。

(2) ボランティアスタッフへの支援

被災地のボランティアセンターやボランティア団体に対し、支援物資や金銭的な援助をすることで活動の後方支援をしていきます。

(3) ライオンカフェ

被災地の避難所のエリア内に、被災者住民の居場所作りやコミュニティの再生、ニーズと支援とをマッチングさせるための「場」として「ライオンカフェ」を開設します。

(4) 防災講座

災害に備え、ボランティア活動に従事するために知っておくべきこと、逆に自身が被災した際にできることを事前に学んでおくことは重要です。起こりうる様々なケースに対応できるような講座を定期的に開催したいと思います。

4. チャリティフェア事業

本事業は、公共施設を会場に大規模な自然災害の被災状況や支援活動の様子等を紹介することで、一般の方々に被災地や支援活動団体等への支援の必要性への理解を深めて頂くこと等を目的として行う啓発活動です。

① 事業内容：

本年度は、能登半島地震に関わる支援イベント「GAPPA ROCKES ISHIKAWA」へのブース出展依頼を受けてのブース出展および、高校生ボランティア・アワード 2025 の会場内で、当法人の活動及び、NPO 団体等の活動紹介ブースを設置して啓発に努めます。

② GAPPA ROCKS ISHIKAWA

期日・会場：令和 7 年 5 月 10 日（土） 石川県産業展示館

③ 高校生ボランティア・アワード 2025

期日・会場：令和 7 年 8 月 23 日（土）／24 日（日） 新宿住友ビル三角広場

5. 被災者慰問等を目的とするコンサート、トークショー、シンポジウム等開催事業
本事業は、大規模な自然災害に罹災した地域を慰問し、心に痛手を負った地域の人々と直接触れ合って励ますことで「心の復興」を図ることを目的として、被災地において、無料で行うコンサートや落語会等の公演・イベント事業です。
※大災害が発生し慰問等が可能な場合は臨時予算を編成して対応。

6. 物品販売事業

本事業は集客催事の機会に、来場者に対して罹災時や支援活動時に使用可能な衣類、防災・野外生活用品、防寒具等に当法人のロゴマーク等をデザインしたオリジナルグッズを販売する事業です。今年度は10周年を意識した商品も検討していきます。

7. 情報ポータル事業

本事業は新たに開発したスマートフォンアプリを使いながら、高校生を中心にライオンユースのメンバーや地域のボランティア団体、あるいは行政、企業も共に参画できるプロジェクトを目指し、情報共有や活動発信などで活用いただきながら、有効なネットワークを結成することを目指します。

III 理事会・評議員会に関する事項

1. 理事会

第11事業年度中に予定している理事会は以下のとおりです。

① 第1回理事会

開催日：令和7年5月26日（月）

議事事項：

i 第10事業年度決算及び事業報告等の承認

ii 定時評議員会の招集の決議

② 第2回理事会

開催日：令和7年9月26日（金）

議事事項：第11事業年度事業計画の実施進捗状況の確認

③ 第3回理事会

開催日：令和7年12月26日（金）

議事事項：第11事業年度事業計画の実施進捗（決算の準備）状況の確認

④ 第4回理事会

開催日：令和8年3月26日（木）

議事事項：

i 第11事業年度決算方針の確認

ii 第12事業年度事業計画ならびに収支計画の承認

2. 評議員会

第11事業年度中に予定している評議員会は以下のとおりです。

① 定時評議員会

開 催 日：令和7年6月16日（月）

議事事項：

- i 第10事業年度決算の承認
- ii 第10事業年度事業報告の承認
- iii 定時改選に伴う役員の選任

IV その他

1. 収益事業実施のための財源

当法人の収益事業実施のための財源は、当該事業の売上金及び協賛金を充当します。

2. 収益金の処分について

収益事業により生じた益金は、公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償に違反することのないよう、遵法の問題に則り適正に処分するものとします。

3. 業務委託について

第Ⅱ章の事業のうち、第1項顕彰、第4項チャリティフェアは大規模なものであり、当法人の組織体制では、その全てを内製で行うことは不可能です。

また、PA・照明・舞台監督等クリエイティブ領域の作業や会場内のセキュリティ管理、記録撮影・編集等の専門性の高い業務を伴いますので、経験と知見に優れた外部のスタッフに業務委託を行うものとします。具体的には、株式会社まさし、株式会社エニー、株式会社CRAZY TV、株式会社ステージテックの4社に業務委託を行う予定です。

以上